

働き方見直しを行う企業を 埼玉県が支援します。

県がアドバイザーを派遣し、取組を支援します。
「働き方見直し」を達成した企業には、
奨励金を支給します！

100
万円

働き方見直しに関する
複数の取組の
実施



50
万円

有給休暇の
取得促進・
所定外労働の削減



30
万円

テレワーク制度の
導入・対象拡大



30
万円

男性の育児休業
取得促進



本事業は誰もがいきいきと働き続けられる社会を実現するため、働き方見直しを行う企業に対してアドバイザーの派遣や奨励金の支給を行うとともに、当該企業の取組をモデルとして広く発信する事業です。働き方改革の第一歩に是非ご活用ください。

取組ごとの成果目標

働き方見直しに関する複数の取組の実施

・8月16日から翌2月15日までの6か月間を取組期間として設定し、以下の①～③を実施



- ①有給休暇（従業員一人当たり）を過去2年比で3日以上増加
- ②所定外労働（従業員一人あたり）を過去2年比で30時間以上削減
- ③以下の表に定める取組項目から3つ以上の実施

| 取組項目 | |
|------------------|--------------------|
| 勤務日数や勤務時間の柔軟な設定 | フレックスタイム制度の導入または拡大 |
| 所定労働日数の削減 | 所定労働時間の削減 |
| 計画年休制度の導入 | 時間単位の年休取得制度の導入 |
| 勤務間インターバル制度の導入 | 短時間勤務の条件の緩和 |
| 勤務時間帯の柔軟な設定 | テレワーク制度などの導入・対象拡大 |
| サテライトオフィスの導入 | フリーアドレスの導入 |
| 短時間勤務の管理職又は役員の増加 | 女性管理職又は役員の増加 |
| 男性の育児休業取得促進 | 企業における独自の取組 |

申請期限 平成30年6月末日まで

有給休暇の取得促進・所定外労働の削減



・2月15日までの期間に3か月間の取組期間を設定し、以下の①、②を実施

- ①有給休暇（従業員一人当たり）を過去2年比で1.5日以上増加
- ②所定外労働（従業員一人当たり）を過去2年比で15時間以上削減

申請期限 平成30年10月末日まで

テレワーク制度の導入・対象拡大



- ・就業規則などを改正
- ・小学生以下の育児や要介護者の介護を行う従業員、遠隔地に居住する従業員を対象としたテレワーク制度を導入または対象者を拡大
- ・テレワーク利用の実績

申請期限 平成30年10月末日まで

事業の流れ

① 申込み

お電話か電子メールでお問い合わせください。担当者が訪問し、参加申請等のご案内をいたします。※参加には審査があります。



② アドバイザーの派遣・働き方見直しの実施

アドバイザーを派遣し、成果目標達成に向けた取組の支援を行います。アドバイザーの派遣は原則として3回です。

③ 報告書の提出

成果目標を達成した場合、取組の成果を報告書として提出していただきます。取組事例は県がモデルとして広く発信します。



④ 奨励金の支給

県から奨励金が支給されます。



男性の育児休業取得促進



- ・男性が週休日等を除き連続10日以上育児休業等を取得

※参加の申込みは育児休業開始日が属する月の前々月末までに行う必要があります。

※過去3年以内に連続10日以上育児休業等を取得した従業員がいない企業が対象となります。

申請期限 平成30年12月末日まで

■ 問合せ先

一般社団法人埼玉県中小企業診断協会 働き方見直し事業事務局
〒330-0062 さいたま市浦和区高砂 4-3-21 三協ビル5F

TEL : 048-762-3391

Mail : woman2018@sai-smeca.com

- 対象企業 ・埼玉県内に事業所を有すること ・雇用保険適用事業所であること ・県が行う広報・啓発活動に協力できること
- ・暴力団員及び暴力団関係者と密接な関係を有していないこと ・労働関係法令の規定を遵守していること

※その他のご質問やご相談は、お電話や電子メールでお問い合わせいただくか、ホームページをご確認ください。

※応募状況によって、申請期限前に応募を締め切る場合があります。

■埼玉県でもご相談をお受けします。

埼玉県産業労働部ウーマノミクス課 推進担当

TEL : 048-830-3965

URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/womenomics/torikumi/review/index.html>



この事業は埼玉県の委託により
一般社団法人埼玉県中小企業診断協会が運営しています。

